【請願・陳情等の流れ】

請願者

陳情者

紹介

市議会議員

請願書の提出

陳情書の提出

意見書の提出を求める陳情書

議　長　　受　理

本会議上程の有無を決定

議会運営委員会　付託委員会を協議

本会議　　委員会付託

委員会　審査
- ○採択
- ○不採択
- ●継続審査

委員長結果報告

本会議　議決
- ○採択
- ○不採択
- ●継続審査

議　長　結果報告

通知

請願者　陳情者

市長等執行機関

処理経過及び結果報告

議会運営委員会

【意見書の処理について】

1．持参・郵送・FAX・メール等で届いた意見書案は、全て受理する。

2．提出された意見書案は、議会運営委員会（1回目）において各会派持ち帰り、協議する。

議会運営委員会（2回目）において各会派からの意見書案に対する賛否を確認し、全会派賛成の意見書案のみ、定例会最終日に上程する。

【陳情等の処理について】

陳情等とは、陳情書・嘆願書・要望書・声明書・決議の類で、議長が必要と認めるものをいう。

1．本会議に上程する（請願に適合する）

議長が必要と認めた陳情については、議会運営委員会に諮問し、請願に適合すると判断された場合には、本会議に上程し委員会に付託する。その後、委員会で採択、不採択等を決定し、委員長の結果報告後に本会議で採択、不採択等を議決する。

2．本会議に上程しない

① 全議員に写しの配布にとどめる
（議会運営委員会に諮問する）
- ・市民以外から提出されたもの
- ・議会審査の参考資料とするもの
- ・議会に持参されなかったもの

② 議長の供覧にとどめる
（議会の代表である議長の受理）
- ・要領第12条第3項の規定に基づくもの

③ 議長から執行機関に送付
- ・行政への要望に関するものは、市長等に回答を求める。